

補償業務管理者の資格を証する書面についての注意事項

配置予定技術者の評価対象の一つである補償業務管理者の資格確認に必要な資料についての記載について、以下のとおり改めました。

(改正前)

補償業務管理者は補償コンサルタント登録申請書、補償業務管理者証明書及び登録通知書の写し

(改正後)

補償業務管理者は最新の補償コンサルタント登録申請書（別表含む）及び登録通知書の写し（新規登録又は更新登録後に今回該当する部門を追加登録した場合は登録追加申請書及び登録通知書の写しも併せて添付。補償業務管理者を変更した場合は届出先の受付印のある変更届出書の写しも併せて添付）。

(パターン別必要書類の解説)

- ①評価対象としたい部門の全ての補償業務管理者について、補償コンサルタントへの新規登録若しくは更新登録時において登録されている場合。
 - ・最新の補償コンサルタント登録申請書（別表含む）
 - ・登録通知書
- ②新規登録若しくは更新後に、新たに追加登録した部門の補償業務管理者について、評価対象としたい場合。
 - ・①の書面
 - ・評価対象としたい部門についての登録追加申請書
 - ・評価対象としたい部門についての登録追加申請書に対する登録通知書
- ③①及び②に記載されている補償業務管理者の氏名について、変更があった場合。
 - ・①若しくは②の書面
 - ・届出先の受付印のある、当該変更内容を届け出た変更届出書

※書面はいずれも写し。